

平成29年度第4回秋田県環境影響評価審査会議事録

1. 日 時 平成29年6月27日（火）10時から
2. 場 所 秋田市文化会館 4階第5会議室
3. 出席委員 及川洋委員（会長）、井上正鉄委員、菊地英治委員、佐藤悟委員、高橋一郎委員
4. 議 事 諮問第5号
(仮称) 秋田県由利本荘市沖洋上風力発電事業計画段階環境配慮書について
5. 議事の概要 知事より諮問された案件について審議し、その結果を知事に答申することとした。

委 員	工事の実施については、全てが洋上で行うことを前提としていると思うが、資材の搬入や仮組み等、陸路で、あるいは陸地で使うような予定はあるのか。
事業者	陸域での改変については、まだ計画の熟度が上がっていないので、現段階ではっきりとしたことは言えないが、可能性としてはゼロではない。一方、それを発電する事業者が主体となってやるのか、あるいは、例えば陸上の風車の場合にはメーカーの工場が拡張しているケースもあるので、そういった扱いと同じになるのか、アセス上の取り扱いについては関係省庁と協議しているところである。陸上の改変があるかどうかは、今の段階では検討中である。
委 員	まだ先の話だと思うが、海底ケーブルを陸地に引き上げることとなり、ある程度の規模の施設ができると思う。その辺のことも考慮して進めていくと理解してよろしいか。
事業者	海底ケーブルについては、海底部分すなわち海岸線よりも海側に関しては環境に影響があると考えており、アセスの対象とすると考えている。一方で陸上の変電施設や送電線に関しては、送電線の設備等はアセスの対象外とすると整理されているので、その考え方を適用しようと思っている。海底のものに関しては水の濁り等の関連が大きいというところで、送電設備であっても環境アセスの対象にしようと考えている。
委 員	図書に記載されている保安林や巨樹・巨木、重要な群落、重要な植物等については、次の段階で、実際の資料に基づいた予測及び評価をするということと理解してよろしいか。
事業者	今回の配慮書に関しては、文献調査の結果、影響がありそうだと判断したものに関して机上の評価をしており、次の方法書に関しては、調査方法を我々の

方で考えて取りまとめ、審議していただくと考えている。先ほどお伝えしたとおり、陸上の改変に関してはアセスの対象とはしないと考えているので、保安林や巨樹・巨木等に関しては、アセスの対象にはなっていないと考えている。海底内の環境についてはアセスで評価するが、陸上での環境あるいは許認可に関する項目については、恐らく我々の事業に関しては対象外ということになると理解している。

委 員 やはり陸上には、海岸に向かっていくところに様々なものがあるので、工事用道路や資材置き場についても、しっかりと配慮してほしい。

委 員 前の委員の質問と同様と思うが、陸上をどれくらい使うかというのは、まだ予想もつかないということか。

事業者 陸上の海岸、あるいは陸路や変電所、港湾の改変がどのくらいあるかというのは、今の段階ではまだ予想がつかない。先ほどの環境に配慮するかしないかという話としては、もちろん環境影響に配慮をするという方針だが、環境アセスとして取り扱うかどうか、許認可も含めて、これが論点になるかどうかは別だと思っている。

委 員 これは重要な地形になるかどうかかわからないが、秋田の砂丘は結構有名で、北部砂丘や南部砂丘というのがあり、多分、ここは南部砂丘に相当する地域だと思う。海岸線が毎年、砂によって動いている。30年以上調査している秋田大学の土木の先生いるが、砂丘が作られたり、削られたりで、かなり砂丘が動いているという。そうすると、それが今回の風車によって多分何か影響を受けると思う。それに引きずられて保安林も、もしかしたら影響を受ける可能性はあると思う。どういうふうな影響になるのかは予想できないが、最低、砂丘は影響を受けると思う。

事業者 こちらの砂浜が、特に全国的に見ても特殊で、注目されているということは我々も把握はしており、環境アセスの中で、我々が杭を打った場合に、どのような砂が動くのかというところは流速等も測りながら砂丘の予測評価をしていくことになる。砂浜に対してどういうふうに影響を与えるかというのは、その予測評価結果の中から出てくると思っている。ただ、これを保安林という切り口で見るのか、あるいは評価の項目で見るのかということ、恐らく評価の項目として見た結果、場合によっては保安林に影響し得るというような評価が出てくるのではないかと思う。

委 員 影響がほとんどないとなるのか、少しはあるとなるのか、結果は別にして、検討項目の中の片隅にでも入れておいて欲しいというのが、委員のご意見かと思う。

事業者

承知した。

委員

その項目を図書の中に挙げていたので、これからこういう項目にも配慮していくと思ったので、先ほどの回答はちょっと驚いた。

やはり砂丘後背地、鳥取砂丘のような砂丘後背地もある。鳥取砂丘は砂丘だけ有名だが、あそこに行ってみると、後ろの方、陸側にしっかりと砂丘後背地があり、植物も動物も良好な環境をしている。そういう意味では、先ほどの回答は少し驚いたというのが感想だ。

委員

ということで、少し陸地の方も検討をいただきたいと思う。具体的には、資料2の11ページに、「陸域に対しては直接的な改変がないため非選定とした」というところを、もう少し再度ご検討いただきたい。少し検討して、これは影響がないという根拠があれば非選定でもいいと思うが、ざっと見るだけで非選定にするのは少し早いという感じを受けた。

委員

今、生態系の問題が出たが、砂浜なので一見、特に大きな環境の変化やその影響はないように見受けられるが、狭い海岸域の話をすると、かなりの種類の動物がそこで生活している。鳥の方では、シギ、チドリ、カモメ類の餌場として、その環境は十分に残されている。それが攪乱された場合に、かなりの影響があるのではないかと懸念される。また、ずっと遠い洋上や北方・南方に生息する鳥の場合であっても、台風とか大きな風が吹いた、そういった環境の変化の時には、避難地として陸上に寄ってくるっていうようなことが多く報告されている。私も、グンカンドリやウミスズメ等、こういった鳥が避難している状況を見たことがある。またガン・カモ類の通過ルートにはなっていないという話も出ていたが、日本海沿岸はやはり渡り鳥のルートの一つになっており、島根県の方や新潟の瓢湖の方、あるいは北方の西岸、北海道の西岸地域などから渡ってくる鳥が結構いる。そういった点も、まず工事に影響があるかどうかはわからないが、状況として配慮していただきたいと思う。

事業者

今のお話で2つあると思っている。

陸域の非選定については、今の配慮書については出てしまっている図書なので方法書以降、どのように扱うかということの意見をいただいたと認識している。これについては、陸域としての選定ではなく、場合によっては評価の中で、砂浜への影響というものが見えてくる可能性もあると思うので、必ずしもマルがついてないからといって砂浜が見えていないとはならないと思う。そこは方法書の段階で見ただけであればと思っている。

また鳥に関しては、きちんと専門家のご意見もいただきながら、頭に入れて調査、方法書への調査の設計の方へ反映していきたいと思っている。

委 員	配慮書には書いていないが、電波の反射については検討しているか。
事業者	電波については、いろいろと周辺で起きているということは理解しており、既に放送事業者との協議に着手している。アセスの手續よりも前倒しで、電波については調査を進めていきたいと思っている。特に地域の方々や自治体からも電波についてはしっかりやって欲しいと言われているので、前倒しで調査を進めるという考えである。
委 員	電波については、テレビが映らなくなると困るので、しっかりやっていただきたい。 また配慮書の9ページにモノパイル式とジャケット式と重力式とあるが、モノパイル式のところに、海底に何か平べったいものを書いてあるが、これはモノパイル式の場合、このような板みたいなものを置くことになるのか。
事業者	これは板というよりは洗掘防止工といって、モノパイルがただ刺さっている状態になると海の砂が流されて、モノパイルのすぐ脇が削られていってしまうので、その洗掘防止工を表しているにご理解いただきたい。
委 員	いずれは撤去しないといけないこともありますので、そういう時にはあまり影響が残らないようなことも計画段階では配慮していただきたいと思う。
事業者	関係者と協議しながら検討していきたいと思う。
委 員	今後、各専門家の先生たちのご意見をいただきながら進めていくという記載が多くあるが、この配慮書では、地元の水生生物の専門家と鳥類の専門家の意見は出ているが、景観の専門家の意見の内容が出ていない。なぜ今、この段階で出てこないのかという背景について説明いただきたい。
事業者	現段階では、記載した水生生物の専門家と鳥の専門家の2名しかヒアリングは行っていない。次の方法書の段階で、景観の専門家や、さらに鳥類の専門家、別の方にもお話を聞くことを考えている。
委 員	例えば297ページあたりに、全ての項目の評価方法で重大な影響について検討を行うという表現が、かなり出ている。これは例えば鳥類、周辺海域に生育する動物・植物、また眺望景観等で使われている表現だが、そこで重大な影響という定義が載っている。ただ、そこに定義が載っていないような比較的軽微な影響、いわゆる重大な影響が想定されない場合であっても、環境への影響を低減させる方針はあるのか、貴社の見解をお聞かせいただきたい。
事業者	個別の項目というよりは姿勢のお話だと思うが、もちろん環境影響に関して

は最小化していきたいと思っているので、重大な影響ではないからそれはそのままでもいいのかというと、そうではないという姿勢である。軽微であろうと重大であろうと、環境影響はできるだけ小さくしていきたいと考えている。あとは、それをどこまでできるか、実行可能な範囲というところと思う。姿勢としては、環境影響をできるだけ小さくしたいという考えである。

委 員

実行可能な範囲という表現をしているが、具体的にどこまでが実行可能であって、その範囲はどこで線を引くのかという具体的なお話をお聞かせいただけるか。

事業者

これはなかなか事業者だけで決めるものではないと思っており、地域の方々との協議や、あるいは漁業関係者の方々との協議、また専門家の方々からご意見をいただきながら決めていきたいと思っている。どこまでやればいいのかと、あるいは、どこまでやれば皆さんに満足していただけるのかというお話があると思うが、これは多くのステークホルダーがいらっしゃる地域というところもあるので、今の段階ではここまでが我々ができる範囲という線引きは難しいと思っている。やはり周辺の皆様との協議をしながら、その中でできる限りやっていくことと思う。

委 員

承知した。

委 員

景観のことについてだが、由利本荘市のマリーナの海水浴場や道川の海水浴場等は、1キロ先に200メートルの風車が建つと、かなり圧迫感を受けると思うので、その辺も計画段階では配慮していただきたいと思う。

事業者

海水浴場に関しては、道川、由利本荘、ほかにも幾つかあるが、海水浴場によっても利用状況が異なるので、それぞれの施設、あるいは設備の利用状況等も考えながら、地元の方々と協議をしながら決めていきたいと考えている。もちろん、特に夕日のスポットであると地元の方々から伺っているので、特に本荘マリーナの上の本荘の海水浴場のあたりは、夏にはよく人が見に来るという話も伺っているので、配置の計画をつくる段階では地元の方々と協議しながら進めていきたいと思っている。

委 員

この洋上風力発電事業に伴って、この砂地の環境を、ある意味では自然破壊するわけだが、それを逆手に取った形で、よりよい環境をつくる手立てはないものか。その一つの例としては、魚礁としての可能性はないか。工事に伴ってその可能性があるものかどうか、お伺いしたい。

事業者

着床式の風力発電所を設置した場合に、設置後の稼働段階では魚が逃げるのではなく寄ってくるのではないかという説があり、文献も出ている。蛸集効果

と呼ぶが、基礎の形状によって、寄ってくる状況が変わってくるというところもあるので、我々の考えでは、風車が建ったことによって、魚が増えたり、あるいは漁業者の方々にとってメリットが出るというようなことが副次的に起きればいいことと思っている。我々が工事を実施する段階で材の選定等において、蟻集効果がありそうなものがあれば、それも工法の一つとして検討していきたい。

委 員

秋田県の沿岸域の魚類が少し貧困になってきているのではないかと、という話を時々聞くことがあり、それらを少しでも復活させるという意味で、魚礁の可能性はないものか伺いました。人工魚礁の研究はかなり進んできていると聞いているので、モノパイル式にしろ、ジャケット式にしろ、重力式にしろ、何か可能性がありそうだと思いますながら話をお伺いしたものである。もし検討できるのであれば検討していただきたい。

事業者

承知した。検討したいと思う。

委 員

プラスの効果が出るようなものがあれば、それをご検討の中に入れてほしいと思う。基礎のつくり方によっては、魚礁になる可能性はあるのではないかと。あるいは、逃げていく魚もいるかもしれないが、地域の皆様と協働・共栄できるようなものをつくりたいとの大前提があるので、プラスの効果もあるというようなものも項目の中に入れていただければいいと思う。

委 員

大変細かな話で恐縮だが、基礎構造を決定して設置する場合、もちろん防錆のため塗料等が大量に塗られることになる。風車の数が多くなってくると、塗料の選定自体も非常に大事な要素ではないかと考えるが、その辺のところも配慮していただき、十分考えていただければと思う。

事業者

承知した。

委 員

まだ配慮書なので、予測の手法や評価は現在検討中であるとか、また熟度が低いという理由で、非常に限定的な仮定で計算されている。例えば住居の分布状況や位置関係等、大変簡単な形で計算を進めている。図書の291ページでは騒音レベルも試算を行っているが、これはあくまで本事業単独で行っている結果であり、その結果問題ないであろうという評価である。これは当然の結果かもしれないが、12ページに現在計画中的他の事業や既に稼働中の状況が把握されており、これらの存在が気になる。現状で得られる情報に基づいた累積的影響の予測及び評価をすべきであり、配慮書の段階においても同様の手段を用いて、可能な限り累積的な影響を予測評価することは可能と考えるが、この点について貴社のご見解をお聞かせいただきたい。

事業者	累積的な影響に関しては、今回の配慮書段階では手が届かなかったというのが正直なところである。今後の準備書の手続きの中で、周辺の風力発電事業者等と、どのような形で連携を図っていくのか、あるいは協力をいただくのかというところがあると思うが、累積的な影響、あるいは複合的な影響に関する切り口については我々も頭の中に入れて、できる限りやっていきたいと考えている。
委 員	例えば、にかほ市の周辺など、ちょうど今回の事業の区域と、それから2番、8番と挟まれるような地域も出てくる。そういった場合、複合影響等を考慮した区域の設定や、別の見方も必要になってくると考えているので、ぜひその辺のところを十分考慮していただいて行っていただきたいと思う。
委 員	景観には、海から見た景観は含まないのでしょうか。海から見たというか、新潟や北海道を結ぶフェリーが往来しているが、その船から景観は評価に入らないのか。
事業者	洋上からの景観、特にフェリーからの景観については、ある程度沿岸部を見ているというところもあるので、方法書あるいは準備書の中で評価をしていきたいと考えている。特にフェリー側から見ると、風車のバックに鳥海山が見える、あるいは男鹿半島が見えるというところもあり得るので、そういった観点も準備書の中では評価をしていきたいと思っている。
委 員	よろしくお願いします。景観はどうしても個人差があるので難しいとは思いますが、100人が100人、変な風車だなという輦轡を買わないようにお願いします。 車で走っていると橋の欄干に、斜めから見ると一つの絵になるものがある。あのようなアイデアがないものか。
事業者	風車を景観資源として捉えるとか、そういった考え方もあるとは思いますが、答えは難しいが検討する。
委 員	皆さんが見に来て、秋田の観光の地になるかもしれないので、よろしくお願いします。 それから鳥類の話になるが、例えば資料の19ページ、風車の稼働に伴う改変空域の容積比率が2.5%と予測され、97.5%の空域が残存するという数値があるが、その下では99.9917%などとされている。なぜこのように細かいところまで数値を出すのか、小数点4桁までの数字は何か意味あるのか。
事業者	18ページに記載されている②-2の海域の結果が小数点4桁までの数字となっており、こちらの改変面積を100%から引いたため、19ページの数値が小数点4桁まで表現されている。

委 員	至るところに小数点4桁までの数値が出てくるので、気になる。ただ、小数点1桁や2桁で切ると全てゼロになってしまうため、表現しづらいことになるのもわかる。
事業者	方法書以降に関しては、特に有効数字をどこまでとるかを考えるようにしたい。
委 員	ご検討いただきたい。 事務局から何かあるか。
事務局	5点ほど、確認とお願いをしたい。 配慮書164ページに景観の状況について、文献調査の結果を取りまとめているが、今回、にかほ市さんから仁賀保高原のひばり荘を調査地点に追加して欲しいとのご意見があった。このほか我々も現地を見て回ったところ、由利本荘市の西目の出戸地区にある浜館公園、こちらがソメイヨシノ、桜の名所であり、鳥海山をバックに日本海側を臨めるという、かなり景観的にすばらしいところであることがわかったので、方法書以降で眺望点、あるいは景観資源をもう一度精査していただきたいと思うが、いかがか。
事業者	調査するようにしたい。
事務局	次に、配慮書167ページに人と自然との触れ合いの活動の場の状況が文献調査等で整理されているが、6番に本荘マリーナがあり、夏季にはセーリングの利用者が多いということで、資料2にも利用者の方へのヒアリング結果が書かれている。沖合3キロから10キロくらいのところを盛んにセーリングしているという情報もあり、そこで釣りをしているということ、また男鹿の方にも行くという情報もあるので、その辺を含め、利用者とのヒアリングをぜひ行っていただきたい。 それから、委員の方から魚礁の話が出たが、配慮書の57ページには海底障害物ということで、三角のポイントがプロットされている。こちらは魚礁であるが、ここは風力発電機を設置するにあたって回避するのか、それとも撤去してしまうのか、どういうお考えがあるのかお聞かせいただきたい。
事業者	まず2点目の本荘マリーナのセーリング関係のところは、ヒアリングを進めると回答させていただく。既に本荘のセーリングの関係者の方との協議にも着手しているので、今後、関係者と協議を進めてまいる。 3点目の魚礁については、文献調査上はここに魚礁があるとなっているが、本当にあるのかどうか、現状のところを調査していきたいと思っている。また、魚礁がある場所に関しては、設置を回避する方針で考えている。ただ、本当に

魚礁があるのか、あるいは魚礁はどういう形であるのか、既に埋まってしまっているのか等、まず魚礁の正確な位置の把握から進めていきたいと思っている。原則、回避する考えである。

事務局

承知した。

先ほど委員から生態系の話が出たが、我々としても藻場・干潟・サンゴ礁がないところは、生態系として選定はできないというか、海底生態系に関しては未解明な部分が多いので、アセスとしては取り扱うのは難しいという認識はある。ただ、160 ページを見ると、平沢漁港の周辺に藻場が確認されているので、方法書以降で、工事中の水の濁りの影響、例えば基礎を打設したり、海底ケーブルを敷設すると水の濁りが発生すると思うので、その影響を拡散計算を行って、ここの藻場への影響を回避するという考えで今後アセスを進めていくということによろしいか。

事業者

藻場に関しては、重要なエリアと考えており、拡散計算の中で、どこまで範囲をとるかというところがあるが、南側も見ていきたいと思っている。ここに藻場があるということは我々も認識した状態で進めてまいるので、ひとつの影響を受けうる範囲と考えている。基本的には北側に対して海流が流れているエリアなので、恐らく大丈夫ではないかと今段階では見ているが、やはり調査を試みないとわからないので、きちんと見て判断していきたいと思う。

事務局

承知した。

配慮書 163 ページで海生哺乳類の整理をしていただいているが、ストランディングの影響についてお伺いしたい。風車を設置して、例えばその海生哺乳類がそれを回避してしまうためにストランディングが起こるというような影響も、アセスの中で取り扱うという考え方でよろしいか。

事業者

海生哺乳類が回避をすることによってストランディングするかどうかというのは、なかなか因果関係の証明が難しいと思っている。海生哺乳類に関しては、どちらかというと風車の設置より水中音等の影響を受け得る敏感な生物と見ており、風車の設置が即ストランディングというお話ではないのではないかと考えている。また、そこをどのように予測評価していくかということに関しては、専門家の意見も伺いながらターゲットとしては見ていきたいと考えている。

事務局

承知した。

事務局

先ほど来、委員の先生からお話があったが、陸上への改変の影響について、海底ケーブルの敷設についてはアセスの対象とするということだが、風車事業は当然、送電事業と絡まないと事業化は難しいと思うので、地上部の保安林な

どの許認可関係の手続きがすぐに済むように、なるべく回避するような形で海底ケーブルのところも一度検討した結果、また生態系の影響も検討した結果こうなりましたというような検討を踏まえた上で、海底ケーブルの位置・規模等も決めてもらえばと思う。

事業者 変電所等についてだが、保安林等がある場所はできる限り配慮していきたいとは考えているが、これをアセスの中で扱うかどうかは、また別のお話かと思っている。もちろん改変が出来るだけ少なく済むように、また、既存の許認可がかかっているところ、保安林等を守るべきエリアに関しては、できる限り対応していくという考えがあるが、回答としては検討するということだが、アセスの中でそれを表現していくかは別ものであると考えている。

委 員 別と考えて、いいか。

事務局 そこは事務局とのやりとりの中で確認させていただきたいと思っているので、よろしく願いしたい。

委 員 事業者としては大変だと思うが、やはり考えてもらいたいのは陸上、それから海底。特に先ほど来、事務局から出ていたとおり、陸上について考えてもらいたい。実際、松ヶ崎には北前船が来ており、例えば史跡になっているお宮さんも海岸にある。やはり、そういったものに目を光らせてもらいたい。

委 員 お願いになるが、洋上風力はバードストライクの事後調査ができないので、鳥のことについては、渡り鳥の飛翔ルート等を、かなり厳密に調べて、バードストライクがないようによろしく願いしたい。

事業者 鳥類の件だが、まだ配慮書段階なので、事後調査に関しては準備書でまた言及させていただくことになると思う。洋上の事後調査は難しいということは我々も理解はしており、もちろんバードストライクをできる限り回避していく配置とすることはそれもちろん、それ以降の事後調査の考え方についても、準備書の中で案を示させていただきたいと思っている。

委 員 要するに、陸地の方にも目を向けてくださいというのが大勢の意見かと思うので、直接的な改変がないから陸地は検討しませんと、この段階では決めつけないで、少しご検討いただきたいということかと思う。
それと今気付いたが、子吉川には何か影響はないか。

事業者 子吉川の河口域が、事業実施想定区域の沿岸部としては特殊な、生物的には少し豊かなエリアであると理解はしている。専門家からもそういったご意見をいただいている。そこに対しての影響、特に砂の部分だと思うが、どこまであ

るかというのは、今の段階では何とも申し上げられない。ただ、砂の動きに関してはアセスの中で予測評価する対象としているので、その中で影響があるのか、ないのかというのは見えてくるかと思う。

委 員

よろしくお願いします。

事務局

先生方から再三、工事中の陸域での影響というお話があったが、どこの港を拠点として洋上風力発電事業をやるかというところかと思う。例えば大型部品であれば海上輸送で行い、資材置き場に置いた後、陸上でどのような工事関係車両が往来するのかというような事業計画を方法書以降で熟度を高めて、この審査会にお示しいただき、また予測評価した後にも審査会で審議を進めていただきたいと思っているが、いかがか。

事業者

この件に関しては、今の段階でイエスというのはなかなか難しいと思っており、環境省が昨年度報告書を出しているが、これは関係省庁と我々事業者の方で協議を進めているところです。特に陸上風力発電事業との公平性の観点や、サプライチェーンの上流のどこまで見るのかというお話もあるかと思う。また、それが風力発電事業としての影響なのか、それとも港の改造としての影響なのかというような法的な扱いというところもあるかと思うので、今の段階で準備書段階で予測評価をやりますとは明言はできないというのが現状ではあるが、できる限りやりたいとは思っている。

事務局

拠点港を選定しないということになると、環境影響の範囲を広くとって調査をしてもらわないと、影響の把握ができないので、準備書段階までにはその風車の設置位置も当然だが、拠点港をどこにして、工事中の影響がどうかというところもお示しいただかないと、環境影響評価としては成り立たないと我々は認識しているので、それは方法書以降の宿題ということでご検討いただければと思う。

事業者

承知した。

委 員

大きなものは船で運んで、その場で船の上で組み立てて、陸地は一切使いませんということにはならず、必ずどこかに陸揚げして、そこから海に運んで組み立てることになると思う。陸域での環境影響がどうかを事務局が心配しているのだと思う。

事業者

風車の輸送経路については、部品によって扱いが変わってくると思うが、風車に関しては風車の工場から船で運ばれ、我々のサイトの近く、拠点港のところで水切りし、そこからサイトに持ってくるという形になると思う。その時に、海外の港はアセスの対象外ということになると思うが、国内の港はアセスの

対象になるかもしれないというところで、ここはどのような扱いになるかは、我々もよく見ていく必要はあると思う。それと我々事業者としても、この責任範囲なのか、あるいはメーカーさんなのか、輸送事業者さんなのかという、これまた違うところがあるのではないかと考えている。特に港の拡張という話になった場合に、これが発電事業者の責任なのかについては、いろいろな考え方があるのではないかと考えている。

事務局

そういうことを意図して言っているのではなく、拠点とする港に、部品や資材を置くとすれば、工事関係車両が往来することになる。そういったところは、風力発電事業の中で調査、予測、評価を行うのがアセスの基本ではないか。要は、工事中の影響ということで扱うのではないか。拠点を展開して、拡張するという話はまた別の問題で、洋上風力事業として港を使うということであれば、その影響も予測評価するのが原則ではないかということです。

事業者

拡張を抜きにした場合においても、陸上の風力発電において海外から風車を持ってくる場合の水切港に関してはアセスの対象外と理解している。これは洋上風力発電において、環境影響をどこまで見なければならぬのか、アセスの対象範囲はどこなのかというのは、まだ明確にはなっていないと理解している。また先ほどのご意見も理解はしており、方法書以降なのか、方法書の中での宿題となるのかというところがあると思うが、今後我々も検討してまいりたいと思っている。

委 員

必ず陸地は使うと思う。工事中は多分作業員は陸地を使って、その場所に行って、それからその洋上に出て作業するとか、その場合に陸地の交通量に与える影響や騒音、振動など、当然、検討する事項だと思う。

事務局

検討していただき、影響がなければ今回の計画段階配慮事項のように非選定ということにはなと思うが、当然、アセスの発電所主務省令でも工事中の影響のところは評価項目になっているので、それを選定するかどうかは、やはり検討していただかないとアセスは成り立たないと思っている。

委 員

これまでの風力発電事業は全て、そこまでするのが当たり前と我々は認識していた。

事務局

工事中に、陸上を全然使いませんという計画で、そこに影響ありませんということであれば非選定ということで、供用後の影響だけを予測評価するということになると思うが、そこはまた方法書以降でご検討いただきたいと思う。

委 員

コンソーシアムを設立するとあるが、それはそちらの会社の仕事というイメージで聞いてしまう。

事業者	誤解を与えているかもしれないが、決してそういうことはなく、拠点港をどの段階で決められるかというような話になっていると思っている。昨年度の環境省の報告書においては拠点港も関係地域に入れることが望ましいというようなことが言われているので、方法書段階でそれがもしも入っていなかった、あるいは外してしまったということになると、手戻りになるというところもあり得るし、そのあたりを事業者としては懸念をしているところである。
委 員	モノパイル式にするか、ジャケット式にするか、重力式にするかは関係なく、機械的にまずはその拠点港があつての話かと思うが、いかがか。
事務局	後戻りのリスクというご回答あったが、確かにそうだと思うが、それは示していただかないと、我々もそこについて審議もできないということもある。準備書段階までにはどういう計画かという熟度を高めていただかないと、当然予測評価はできないということになるので、それは整理していただきたいと思う。
事業者	拠点港の扱いに関しては、先ほども申し上げたとおり関係省庁との協議をしているところであり、環境省の報告書の中でも明確な判断ができるような材料にはなっていないと思っているので、方法書からの宿題と認識をして取り組んでまいりたいと思う。
事務局	補足だが、環境省が出している洋上風力発電の環境影響評価の考え方については、義務を課しているものではなく、こういうことが望ましいというような整理をされているものである。必ずしもこうやらなければいけないというような義務は発生しないので、あくまで参考というような形の扱いになっているので、その点にご留意いただければと思う。
事業者	そこは理解をしており、むしろ省令及び法令の中で一連、あるいは活動という定義をどのように捉えるかというのが報告書の中で示されていると理解しているので、そういった扱いの中で協議をしているところである。

以 上